「三重県流域下水道事業経営戦略(仮称)」中間案に対するご意見と県の考え方

対応区分 ①反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。

②反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。

③参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

4 反映または参考にさせていただくことが難しい

⑤その他(①~④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

	該当箇所	ページ	中間案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	第3章 1(8) 下水汚泥の 処理	14	当初、地元では、三重県下水汚泥の受入に反対していました。 平成17年頃、現在県の汚泥を処理している民間事業者の工場(以下、工場)から「三重県の下水汚泥は大半が県外で処理されており、また県内では焼却処理されているのみで、その焼却灰の処理も必要となっています。汚泥の排出量は毎年増加し、かつ毎日発生する大量の汚泥を滞留なく処分する必要があります。このままでは県民の生活に関わるリスクが想定され、汚泥の処理は当工場が努力すれば対応が可能な地域貢献事業と考えられ、知らぬ顔はできません。しかし、一旦引き受ければこちらの事情のみで撤退することは無責任との誇りを受けることとなり、この課題に取組むには、何より地元の皆様のご理解・ご協力が必要です。工場としても新たな許可取得や施設の整備が必要です。」との真剣な要請があり、同年8月に工場長と地元の間で「リサイクル資源事業についての確認書」を結びました。工場からは、施設の整備が必要です。」との直剣な要請があり、同年8月に工場長と地元の間で「リサイクル資源事業についての確認書」を結びました。工場からは、施設の整備状況など丁寧な情報提供がなされ、三重県下水道公社が実施する平成19年度からの5年間の入札に参加するとの報告があり、ア承しました。この地域貢献の取組みにより、「一年を通じて全量を工場のセメント原料として利用し、これにより環境負荷等も低減され、処分費用の大幅削減にもつながった。」といった報告を受けました。「全国有数の一年を通じた資源化能力を整備しており、将来ともに三重県の下水汚泥受入に対して全国最高水準の態勢があり、処理費用についても効率的な処理によって軽減がなされている。」と、理解・認識しており、全国的には焼却処理に依存するなかで、下水道法が改正され「燃料または肥料として再生処理」を促していますが、三重県の処理方式は、全国的にも例のない方式として燃料化や肥料化等にする以上に有効と評価されていると考えていました。しかし、「下水汚泥の処理」の記述は、「環境にやさしい処理方法」の評価以外は、有効活用や処理費用などに問題がある評価のように受け止められます。また、「年間約5万トン」の排出量の記載も適切でしょうか。受入経過もご理解いただき、今後の方針について、地元住民が納得・理解できるもう少し丁寧な記述をお願いします。	2	ご意見いただきありがとうございます。また、平素は三重県の流域下水道事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。三重県の流域下水道事業から発生する汚泥は平成30年度において年間53,574トンであり、民間事業者にてセメント原料として有効活用されています。リサイクル率は100%となっており、現在、三重県が安定して下水汚泥を処分できているのも、汚泥を受け入れて頂いている民間事業者はもとより、地域の方々のご理解・ご協力あっての賜物と感謝しております。また、この方法は平成19年度より継続して行っており、以前は様々な民間事業者へ分散して処分していたところ、集約することによりコストの縮減を図れた実績があり、現在でも有効に機能していると考えています。一方、下水汚泥の有効活用方法として、近年は燃料化や肥料化など、有機物としてのバイオマス利用が注目されており、社会をとりまく環境が変化していくな必要があります。現在の処理方法の有効性を踏まえつつ、様々な手法の検討を行うことが、流域下水道事業管理者として求められていることをご理解いただきたいと思います。なお、いただいたご意見を最終案に反映し、今後の方針については、社会情勢の変化に応じ、現在の処理方法の有効性を踏まえたうえで、下水汚泥の処理の方法の有効性を踏まえたうえで、下水汚泥の処理の方法でいる旨の記述とします。貴重なご意見をありがとうございました。